

位置情報等の活用による市内企業 PR 動画配信事業 業務説明資料

1 業務概要

- (1) 業務名 位置情報等の活用による市内企業 PR 動画配信事業業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 浜松市ほか
- (4) 契約上限額 7,000 千円（消費税および地方消費税を含む。）

2 業務目的

県内や大都市圏等の学生等に対して、UIJ ターン就職を促進させるため、市内企業の魅力や業務内容等を PR する動画（以下「PR 動画」という。）を作成し、さらにスマートフォンの位置情報や SNS のアカウント情報等を活用して、PR 動画および、過年度に市が作成した文系女子活躍促進に関する動画4本（以下「文系女子動画」という。）を効果的に視聴させる。

3 業務内容

(1) PR 動画の撮影・編集・配信

- ア 動画本数：35 社以上の動画を作成すること。（企業の募集及び選定は市が行うものとする。）
- イ 撮影時期：市が募集した企業の情報を基に、すみやかに当該企業と撮影にあたっての日時や撮影素材等について調整を行うこと。調整にあたっては企業の意向を十分に踏まえること。また、撮影は令和8年8月中旬から開始するものとし、遅くとも令和8年10月下旬までにすべての撮影を終えること。
- ウ 撮影方法：原則、企業に直接訪問し PR 動画を撮影すること。撮影にあたっては、十分な撮影体制を整えること。
- エ 動画内容：動画を視聴する大学生等に企業の魅力が十分伝わり、かつ業界研究や就職活動を行う際に役立つ内容とすること。
- オ 動画編集：撮影した動画を効果的に発信できるよう適宜編集を行うこと。また、編集は撮影と同時並行して行い、遅くとも令和8年11月中旬までにすべての PR 動画の編集を終えること。1本あたりの秒数は、1分30秒から2分程度の長さとする。
- カ 配信媒体：市 YouTube への掲載は必須とし、その他効果的な媒体を用いること。
- キ 動画配信：動画を公開する前までに、当該企業に動画内容等について必ず確認をとること。企業の確認、了解を得られた後に動画を配信すること。
- ク 配信期間：令和8年11月までに配信することとし、原則、全企業分を同日から配信すること。

(2) 位置情報活用による PR 動画の広告配信

- ア 広告の作成：PR 動画を視聴させることを目的とした広告を作成し、配信すること。ターゲット層の特性を十分に理解した広告内容とすること。
- イ 動画のプラットフォーム：「浜松市就職転職ナビ JOB はま！」内に設置して、広告で誘導させることとする。なお、JOB はま！の改修は市が行うものとし、本業務の委託料には含まないものとするが、JOB はま！の管理運営業者との調整や必要なサポートを行うこと。
- ウ ターゲティング：少なくとも東京都、静岡県、愛知県、大阪府内の大学を対象とし、

配信対象の設定条件として、ターゲットとする大学に過去1年間に複数回訪問歴がある20歳から24歳までの男女とすること。

エ 配信期間：令和8年11月から令和9年3月末までの間で複数月配信すること。

オ 改善：例えば1回目の広告で再生数の低いエリアがある場合は、2回目の同エリアへの広告回数を他エリアよりも増やすなど、適宜改善を行い、効果的に広告を行うこと。

(3) 位置情報活用による文系女子動画の広告配信

ア 広告の作成：過年度に市が作成し、既にJOBはま！に掲載している文系女子動画を視聴させることを目的とした広告を作成し、配信すること。ターゲット層の特性を十分に理解した広告内容とすること。

イ ターゲティング：少なくとも東京都、静岡県、愛知県、大阪府内の大学を対象とし、配信対象の設定条件として、ターゲットとする大学に過去1年間に複数回訪問歴がある20歳から24歳までの女性とすること。

ウ 配信期間：事業実施の間に複数月配信すること。

エ 改善：1回目の広告で再生数の低いエリアがある場合は、2回目の同エリアへの広告回数を他エリアよりも増やすなど、適宜改善を行い、効果的に広告を行うこと。

(4) KPI・KGI

本事業におけるKPI・KGIは次のとおりとする。

ア KPI：広告を通じて、PR動画、文系女子動画の視聴を促すための指標として、それぞれの動画ごとに次の推定表示回数、推定クリック数、jobはま！への誘導数を目標値とする。

(ア) PR動画：推定表示回数1,000,000回以上、推定クリック数(jobはま！への誘導数)8,000回以上

(イ) 文系女子動画：推定表示回数300,000回以上、推定クリック数(jobはま！への誘導数)2,500回以上

イ KGI：PR動画、文系女子動画の配信を通じて、学生等が企業を認知し、興味を持ち、比較・検討し、企業に応募し、採用に結びつくよう、本事業ではその入口となる「企業を認知させる」ことの指標として、それぞれの動画と配信媒体ごとに延べ視聴者数を目標値とする。

(ア) PR動画：市YouTubeの延べ視聴者数50,000人以上、Instagramの延べ視聴者数1,250,000人以上

(イ) 文系女子動画：市YouTubeの延べ視聴者数12,000人以上、Instagramの延べ視聴者数300,000人以上

4 効果検証

(1) 効果測定と分析

ア 掲載したPR動画及び文系女子動画の視聴回数、視聴者の属性(年齢、地域、特性等)、広告のクリック回数等を可能な限り細かく測定すること。

イ 測定結果を基に、随時効果的な改善手法を取り入れること。

(2) 報告と改善提案

(1)での測定結果について、分析結果を複数回報告すること。なお報告時期については市と調整すること。また、分析結果には今後の展開についての改善提案を盛り込んだ内容とす

ること。

(3) その他

大学生等の就職活動のルールや国の方針等を考慮して業務を行うこと。

5 成果物

- (1) PR 動画（市：データ及びデータを格納した DVD を納品、各企業：データを納品）
- (2) 分析手法説明書（データ）
- (3) 分析結果報告書（データ）
- (4) 業務実施報告書（業務全体の実績等をまとめたもの）

6 その他

- (1) 事業を円滑に運営するための体制に加え、事業を計画的・効果的に推進するための体制を確保すること。
- (2) 動画収録に係る会場使用料・付帯設備使用料等についても、この業務の予算内で対応すること。
- (3) 企業の参加料は無料とする。ただし、参加企業社員の人件費や交通費、動画撮影等にかかる必要経費は企業負担とし、この業務に係る委託料では一切負担しない。
- (4) 参加企業数が規定に満たない場合は、編集経費等の不要な経費を広告経費等へ充当すること。
- (5) 本仕様に記載のない事項については、市と協議して決定するが、細部の事項については、事前に浜松市担当職員と打合せ等により連絡調整を密に行うこと。また、市との連絡・調整のほか、企業との連携・調整を適切に行うこと。
- (6) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (7) 受託者は、本委託の実施により知り得た情報が漏洩することの無いように、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、本市に対しては速やかに報告すること。
- (8) 受託者が業務上知り得た個人情報については「浜松市個人情報保護条例」を遵守し、個人情報の適正な管理および保護を図るため、必要な措置を講じること。
- (9) 業務スケジュールを市と調整のうえ作成し、提出すること。